

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	建築物の敷地面積の許可	
根拠法令・条項	建築基準法第53条の2第1項第3号若しくは第4号（同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）	
所 管 課	建 築 安 全 課	
審 査 基 準	本市には、用途地域に関する都市計画において最低敷地面積を定めた地域はないので、現時点では審査基準を定める必要性が薄いので、法の規定どおりとする。	
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 標準処理期間を設定できない理由	許可については60日を原則とする。